

介護施設との連携において

地域医療連携課 MSW 高橋悠登

要介護状態の区分（心身の状態の一例）

要支援1 日常生活の能力は基本的にあるが、要介護状態とならないように一部支援が必要な状態。

要支援2 立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴等で一部介助が必要であるが、身体の状態の維持または悪化防止のために支援が必要な状態。

要介護1 立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴等で一部介助が必要。

要介護2 起き上がりが自力では困難なことがある。
排泄、入浴等で一部または全介助が必要。

要介護3 起き上がり、寝返りが自力では困難なことがある。
排泄、入浴、衣服の着脱等で介助の量が増えてくる。

要介護4 日常生活能力の低下がみられ、排泄、入浴、衣服の着脱等で全介助になることが多い。

要介護5 日常生活全般にわたって介助なしには生活できない状態。
意思伝達も困難になる場合がある。

介護付有料老人ホーム

➡ 利用条件

介護保険 区分は自立～要介護

➡ 特徴

ベーシックな介護施設

医療的対応については原則対応不可

(※施設毎に対応可能な範囲異なる)

サービス付き高齢者住宅

■ 利用条件

60才以上の高齢者

介護保険 要支援～要介護

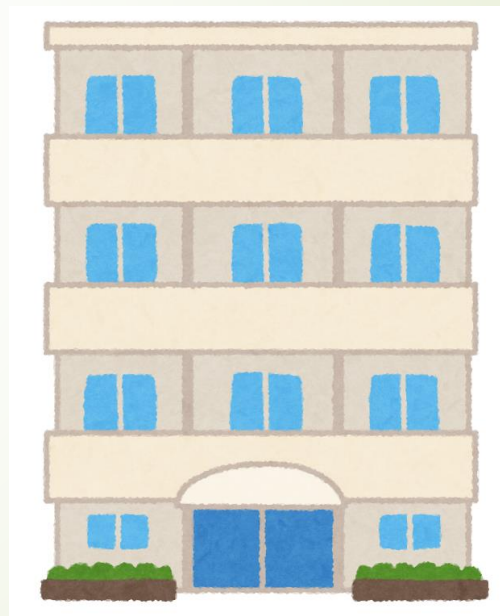
・ 特徴

施設というよりは住宅

利用料金高め

医療的対応については原則不可

介護対応に関してもあまり期待出来ず





グループホーム

■ 利用条件

認知症の診断を受けた要支援2～要介護の方

■ 特徴

認知症のある高齢者が共同生活を送る場

医療的対応については原則不可

老人保健施設

■ 利用条件 介護保険 区分は要介護 1 ～ 5

■ 特徴

医師が在籍しており医療への対応がある程度可能

施設より薬の処方可能

在宅復帰が主な目的であり長期の療養は原則不可



特別養護老人ホーム

■ 利用条件

介護保険 要介護3以上

■ 特徴

要介護度の高い方への対応に特化

看護師の職員配置も多いため医療への対応がある程度可能

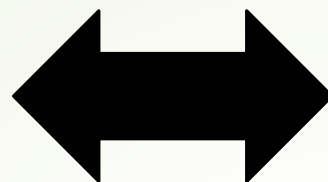
看取り前提での入所可能

利用料金も低め

需要高く入所困難

病院と介護施設の違いとは

病院は治療を行う施設



介護施設は日常生活を支える施設





介護施設では...

- 身体拘束が出来ません
- 医療対応が出来ません

EX

点滴・CVポート・胃瘻

酸素吸入

喀痰吸引

透析 etc...

- 提供できる食種が限定されている(ゼムペソ注意)
- 施設の在籍には期限あり



以上を踏まえて.....

介護施設との連携においては確認することがたくさんあり.....

お任せ下さい！！